

## 滝川市地域おこし協力隊（就農研修生）募集要項

### 1 農業の概要

内陸性気候で夏は昼夜の温度差が大きく、冬の積雪は道内でも有数の豪雪地帯です。

このような気候条件のもと稲作を基幹作物として、小麦やそば、なたね、大豆などの畑作物のほか、高収益作物であるトマト・花きの施設園芸などを組み合わせた多様な農業経営が展開されています。

### 2 目的

本市における農業人口については、北海道内各地域と同様に減少傾向にあり、高齢化や後継者不在による離農が急激に進んでいることから、農業の担い手が不足しております。

こういった状況のなか、担い手を確保していくために、農業に興味があり、将来的に就農を目指す方を「滝川市地域おこし協力隊」として募集します。

隊員の活動期間に農業技術や経営ノウハウなどを習得していただき、隊員としての任期終了後は、研修を受けた経営体のもとに就農し、将来的に経営の継承を受けるというスキームとしています。

<滝川市農政課HP>

<https://www.city.takikawa.hokkaido.jp/230keizai/06nousei/02ninaiteikusei/sinkisyunopf.html>

### 3 活動内容

地域おこし協力隊として、次に掲げる活動に取り組むこととします。なお、活動の詳細については、市と協議のうえ決定します。

- (1) 市内農家での実践的な研修
- (2) 就農に必要な栽培技術等の習得に係る研修
- (3) 地域活動への参加
- (4) 新規就農者募集活動への協力
- (5) その他、新規就農に向けて必要な活動

### 4 募集人数

若干名

### 5 募集要件

次の要件をすべて満たす方。

- (1) 応募年の4月1日時点で18歳以上45歳未満
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等(※)に居住地（住民登録）があり、委嘱後、滝川市に住民票を異動し生活できる方  
※「三大都市圏をはじめとする都市地域等」とは、過疎地域自立促進特別措置法や山村振興法等で定める条件不利地域に該当しない市町村、一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域のことです。  
詳しくは下記「12 お問合せ先」までご連絡ください。
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方
- (5) 心身ともに健康で、地域住民や関係者と連携しながら地域おこし活動に取り組める方
- (6) 普通自動車運転免許を取得している方
- (7) 賠償責任保険及び傷害保険又は同等の保険に加入し、活動中に賠償事故や怪我等があった場合、当該保険を充てることができる方
- (8) パソコンを操作できる方（Word、Excel、PowerPoint等の操作、各種メールでのやり取り）

りやSNS活用等)

- (9) 隊員として3年間活動ができる方
- (10) 委嘱期間終了後、市内で就農する意欲のある方（研修を受けた経営体のもとに就農（従業員継承、経営継承））
- (11) 就農時に必要となる自己資金を用意できる方

## 6 身分及び委嘱期間

- (1) 地域おこし協力隊として滝川市長が委嘱します。滝川市との雇用関係はありません。
- (2) 委嘱期間は1年以内とします。なお、双方協議のうえ年度毎に委嘱期間を更新することが可能で、委嘱の日から最長で3年間とします。
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合には、委嘱期間中であっても解嘱することがあります。

## 7 報酬等

- (1) 報酬 月額308,000円  
※賞与、通勤手当等はありません。
- (2) 活動経費 年間上限150万円

### 【対象となる経費】

- ① 住居、活動用車両及びパソコン等の借上げに要する経費
- ② 活動旅費等の移動に要する経費
- ③ 作業道具、消耗品等の購入に要する経費
- ④ 研修受講に要する経費
- ⑤ 国民健康保険税及び国民年金保険料の1/2相当
- ⑥ その他活動に必要と認められる経費

### 【交付方法】

- ・活動経費は協力隊員からの申請に基づき補助金として交付します。
- ・交付方法は、収支予算書に基づき一定期間ごとに必要と見込まれる活動費を分割して交付します。

## 8 その他

- (1) 生活や活動で契約が必要となる場合は、全てご自身で行ってください。
- (2) 生活用品や住居の光熱水費等はご自身の負担となります。
- (3) 協力隊員の活動以外に、活動に支障のない範囲でアルバイト等を行うことが可能です。ただし、アルバイト等を行い、活動に支障が出る場合は、委嘱の継続について協議させていただきます。
- (4) 「滝川市地域おこし協力隊員設置要綱」第5条の2の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱期間中であっても解嘱となることがあります。

## 9 応募方法（郵送またはEメール）

- (1) 応募受付期間  
随時
- (2) 応募書類
  - ①滝川市地域おこし協力隊（就農研修生）応募申込書（様式1）
  - ②滝川市地域おこし協力隊（就農研修生）応募用紙（従業員継承の場合 様式2-1）  
（第三者経営継承の場合 様式2-2）
  - ③同意書（様式3）
  - ④履歴書（任意様式、顔写真不要、パソコン入力可）
  - ⑤住民票の写し

⑥運転免許証の写し

※①～③についてはホームページよりダウンロードしてください。

※提出された書類は返却しません。

※募集に関する質問は、原則としてEメールでの受付とします。内容確認後、こちらからEメールで回答をいたします。

10 選考の流れ

(1) 第1次選考：【書類審査】

提出書類をもとに書類選考を行い、応募者宛てに文書で結果を通知します。

なお、選考内容は開示しません。提出された書類により選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。

(2) 第2次選考：【面接審査】

第1次選考合格者を対象に面接を行います。場所や詳細な日時等につきましては、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

第2次選考の結果も文書で通知します。なお、選考内容は開示しません。

※面接会場までの交通費等は応募者の自己負担となります。(首都圏・滝川市で各1回開催予定)

※面接については、オンラインで実施する場合があります。

11 応募・問合せ先

〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目2番15号

滝川市産業振興部農政課農政担い手育成係

TEL 0125-28-8033 (直通)

E-mail : nousin@city.takikawa.lg.jp